

# 海匝地域農林業振興方針

(第4次 平成26～29年度)



農産物の消費拡大



キャベツの収穫作業



干潟耕地の大区画ほ場



保安林緊急改良工事

平成26年3月

千葉県海匝農業事務所

千葉県北部林業事務所





## はじめに

海匝地域の農林業は、豊かな土地資源と温暖な気候、首都圏に隣接するという恵まれた立地条件のもと、農林業者や関係機関・団体等のたゆまぬ努力により、常に本県農業をリードする地域として発展しています。

しかしながら、昨今の農林業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加等に加え、消費の鈍化や農畜産物の価格低迷、さらに、TPP参加による輸入農産物増加の懸念と農政の見直しによる新たな政策展開など刻々と変化しており、環境変化への的確な対応が急務となっています。

このような中、県では千葉県総合計画『新輝け!ちば元気プラン』（平成25～28年度）を策定し、農林業関係では、地域を支える力強い農林水産業の実現に向け、

- 1 戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進
- 2 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

を重点に進めることとしています。

また、この総合計画を具体的に取り組む方策として、県農林水産部では「千葉県農林水産業計画」（平成26～29年度）を策定し、農業産出額全国第2位（平成23年4位、平成24年3位）の奪還等を目標として、この4年間に取り組む重点的な施策を示したところです。

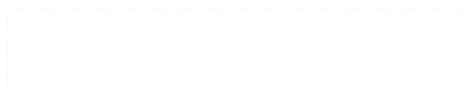
海匝農業事務所及び北部林業事務所におきましても、これらの計画を地域として推進するため、当地域の実情に即した振興方策として、この度、第4次の「海匝地域農林業振興方針」（平成26～29年度）を策定いたしました。

この方針のもと、農林業者や農林関係団体、市や地域住民等と密接に連携をとりながら、所得向上による魅力ある農林業の実現と、経営感覚に優れ高い技術力を持つ担い手の育成、暮らしやすい農村づくり等を目指して、諸施策の積極的な展開に努める所存です。

皆様方のますますの御理解と御協力をお願いいたします。

平成26年3月

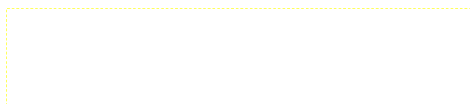
千葉県海匝農業事務所長 木林 浩司



# 目 次

はじめに

1	方針の基本的事項	1
(1)	方針の性格	1
(2)	方針の目標	1
(3)	方針の構成	1
(4)	方針の期間	1
(5)	方針の進行管理	1
2	農林業の現状と課題及び取り巻く環境の変化	2
(1)	地勢	2
(2)	管内農林業の現状	2
(3)	社会的環境	2
(4)	農林業を取り巻く環境	3
(5)	農村を取り巻く環境	3
3	本県農林業の目指す姿	4
4	方針の基本方向	5
(1)	目標	5
(2)	分野別の11の戦略と基本方向	5
(3)	施策の展開方向	7
	【生産分野】	
①	園芸	7
②	農産	11
③	畜産	14
④	森林・林業	18
	【横断的・戦略的分野】	
⑤	販売促進・輸出拡大	21
⑥	6次産業化	25
⑦	食の安全・安心	27
⑧	農村の活性化	31
⑨	担い手育成	33
⑩	基盤整備の促進	37
⑪	耕作放棄地・有害鳥獣対策	40
5	指標一覧	43
参考	第3次海匝地域農林業振興方針 指標の達成状況	45
	海匝地域農林業の主要データ	46



# 1 方針の基本的事項

## (1) 方針の性格

この方針は、千葉県総合計画『新 輝け！ちば元気プラン』を実現するための具体的な取組である『千葉県農林水産業振興計画』を踏まえ、海匝地域の農林業振興の取り組む方向を示すものです。

## (2) 方針の目標

『新 輝け！ちば元気プラン』及び『千葉県農林水産業振興計画』では、戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進により、「農林水産王国・千葉」の復活を目指すとともに、農山漁村の活性化の実現を目指し、農林分野においては「農業産出額全国第2位」を目標としています。

本地域は県内トップの農業地域であり、県農業をリードする立場から、この県目標が達成できるよう地域として農林業の振興を図ります。

## (3) 方針の構成

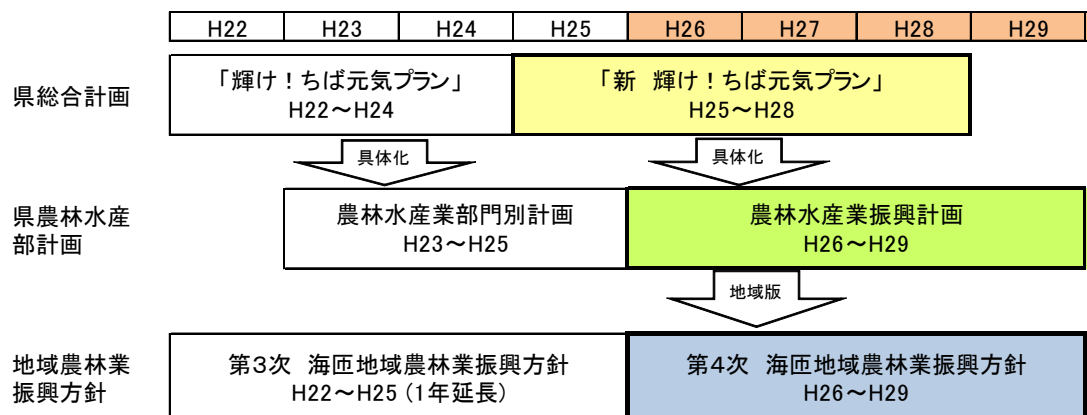
方針は、「園芸」、「農産」、「畜産」、「森林・林業」の4つの主要な生産分野と、「販売促進・輸出拡大」、「6次産業化」、「食の安全・安心」、「農村の活性化」の消費者視点を重視した施策及び「担い手育成」、「基盤整備の促進」、「耕作放棄地・有害鳥獣対策」の生産者を下支えする施策の横断的かつ戦略的に推進する7つの分野、合計11の分野で構成し、それぞれに施策の取組方向と具体的な取組をまとめました。

なお、本方針は、前方針で示した指標等の進ちょく状況、残された課題等を検証するとともに、国・県の施策や農林業を取り巻く環境変化を踏まえて策定したものです。

## (4) 方針の期間

この方針は、平成26年度から29年度までの4年間とします。

県計画との関係



## (5) 方針の進行管理

この方針に基づき実施する施策については、毎年度、施策評価を行い、その結果を踏まえ見直しや改善を行います。また、TPPなど農林業を取り巻く情勢に変化が生じて、新たな施策対応が必要になった場合は、内容の見直しを行います。

## 2 農林業の現状と課題及び取り巻く環境の変化

### (1) 地勢

本地域は銚子市、旭市、匝瑳市の3市\*からなり、千葉県北東部、東京からの直線距離で約70～100kmに位置しています。九十九里海岸に接する「海岸砂地地帯」と広大な干潟耕地を含む「沖積平坦地帯」及びその後背地に位置する洪積関東ローム層の「北総東部台地地帯」に大別でき、気温は年平均で15℃前後、年間降雨量は1,600mm前後で積雪はほとんど見られず、海洋性気候により温暖な気候となっています。

※土地改良事業の所管区域：香取市、東庄町、多古町、横芝光町の一部を含む4市3町で構成

### (2) 管内農林業の現状

#### ア 耕地面積・森林面積

本地域の耕地面積(平成24年)は14,210haで県内第4位であり、田7,768ha、畑6,440haで田の割合が54.7%とやや高くなっています。管内土地面積31,560haに対する耕地面積割合は45.0%で県平均24.8%を大きく上回り県内第1位となっています。また、管内の森林面積は4,239haで、林野率13.4%は県平均30.7%を下回っています。

#### イ 農業産出額

平成24年農業産出額(被災市町村対象)は808.1億円で、県農業産出額4,153億円の19.5%を占め、部門別では、畜産372.5億円(46.1%)、野菜329.2億円(40.7%)、米95.8億円(11.9%)となっています。市町村統計がある平成18年では農業産出額と野菜、畜産、苗木類の各産出額で県内第1位、花きが第2位、米が第4位で、その他には梨などの果樹類、マッシュルームやしいたけ等の特用林産物が生産されています。

#### ウ 農家戸数

平成22年の農家戸数は6,408戸で10年前の81.4%に減少しましたが、専業農家率28.8%、第一種兼業農家率24.0%は、ともに県平均を約10ポイント上回り県内第1位で、農業を主業としている農家の割合が高い地域です。

### (3) 社会的環境

#### ア 恵まれた自然環境と大消費地に立地した「食の宝庫」

本地域は、温暖な気候、広い耕地と豊かな自然に恵まれ、農業が盛んで、産出額等が全国上位に数多くある県産農産物の一大生産地となっています。

また、大消費地に隣接し、県内人口も多い中、多様な観光資源を有するなど農産物販売や都市農村交流の面においてポテンシャルの高い地域です。さらに、2020年の東京オリンピック開催は農産物PR等の好機となっています。

#### イ 成田空港、圏央道等のインフラの充実

本地域は首都圏に位置し、世界への玄関口である成田国際空港に近く輸出入に有利であるとともに、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の延伸整備により、首都圏方面に加え、北関東や東北方面への交通利便性が向上し、流通圏の拡大が期待されます。

#### (4) 農林業を取り巻く環境

##### ア 国際化の進展と農政の新たな展開

価格の安い輸入農産物の増加が国内農産物生産を圧迫する中、環太平洋経済連携協定(TPP)の進展により、農林水産業のグローバル化が一段と進む可能性があり、農業の競争力を強化することが急務となっています。

このような中、国においては、「攻めの農林水産業」として、農地中間管理機構の創設、米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設及び輸出や6次産業化の促進などの農政改革により、農業・農村全体の所得倍増を目指しています。

##### イ 消費形態の変化と産地間競争の激化

ライフスタイルの変化により、食料消費における外食や中食などの食の外部化、簡素化及び多様化が進み、加工・業務用の需要が需要量の大半を占めるようになっています。さらに、人口減少や高齢化により国内需要が減少する中、輸入農産物が増加傾向にあり、限られた国内需要を巡って産地間競争が激化しています。

##### ウ 生産不安定と生産環境の悪化

地球温暖化等の影響で気象災害が頻繁に発生しています。また、病害虫の発生や輸入穀物や牧草等に混入した雑草種子等の難防除の外来雑草が増加するなど生産を不安定なものとしています。さらに都市化、混住化の進展は農作業効率の低下や農薬散布等の環境問題を引き起こしています。また、耕作放棄地や野生鳥獣害が増加傾向にあり、最近では管内でもイノシシが目撃されています。

##### エ 生産者の減少・高齢化と農地の減少

平成22年の管内の農業従事者は10年前の72.7%、基幹的農業従事者は89.1%に減少し、基幹的農業従事者の65歳以上が39.7%を占めるなど担い手の減少と高齢化が進んでいます。また、担い手不足により耕作放棄地が増加しています。さらに、都市化等の進展により、農地面積が減少し、農業生産力が低下しています。

##### オ 食の安全・安心への関心の高まり

食品からの農薬検出や食材等の偽装表示など食の安全性・信頼性をゆるがす問題が発生しています。さらに、震災に伴う原発事故では一部の農産物から基準値を超える放射性物質が検出され、農産物の安全性に対する信頼がゆらいでいます。

##### カ 所得の低迷

消費者購入の低価格志向や安価な輸入農産物の増加などで農産物価格は低迷しています。一方、生産経費は燃油高騰、輸入肥料・飼料等価格の高止まりにより増加しており、農業所得の低迷が生産意欲の減退をまねいています。

#### (5) 農村を取り巻く環境

農村は、豊かな自然環境に恵まれ、食料の供給ばかりではなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など多面的機能を有しています。また、農産物直売所や農業体験施設等は、都市と農村の交流を促進し、農村の魅力や農業への理解を深めることができる貴重な場となっています。しかしながら、農村の人口減少や高齢化の進展により、生産力の低下だけでなく集落機能が低下しており、耕作放棄地や荒廃森林の増加、野生鳥獣害の増加などが問題となっています。

### 3 本県農林業の目指す姿

「新 輝け！ちば元気プラン」(基本構想編)では、2019年の千葉県農水産林業の目指す姿として、「地域を支える力強い農林水産業」等を掲げており、本方針では、この目指す姿に向けて取り組んでいきます。その具体的な姿は、以下のとおりです。(抜粋・水産除く)

#### (1)地域を支える力強い農林水産業

- ① 消費者ニーズに敏感な生産者が、流通業者や外食産業などと提携した生産活動などにより、所得を増やし、本県の農林水産業が若者にとっても魅力があり、力強い産業に育っている。
- ② 機械化・省力化技術が普及し、大根・ねぎなど露地栽培で大規模な農業が行われている。また、野菜・花の栽培の施設化や、レタス・サラダ菜など植物工場での生産が進み高収益で天候に左右されない農業が展開されている。さらに、これらによる雇用の増加などが地域の活性化に役立っている。
- ③ 水田を活用した飼料生産も進み、国産飼料を中心とした畜産経営が展開されている。さらに、稲作の大規模化が進み、低コストで生産された千葉県のおいしい米が人気を博している。
- ④ 県民が積極的に森林づくりに参加し、里山を中心とした美しい景観が保全されるなど、かけがえのない県民共通の財産として豊かな森林が育まれている。さらに、森林の恵みである県産木材が住宅や公共施設など身近なところで利用されている。
- ⑤ 地産地消や食育の浸透などにより、都市と農山漁村の交流が進み、都市居住者が週末に農山漁村地域を訪れるなど、首都圏に位置する本県だからこそ体験できる「千葉型スローライフ」が定着し、にぎわいのある農山漁村が形成されている。
- ⑥ 首都圏の台所を担う本県の農林水産業は、消費地への輸送距離が短いため、地球温暖化防止に貢献する産地として評価が高まっている。

#### (2)光り輝く千葉の魅力を全国・海外に発信

- ① 安全で新鮮、おいしい物なら「千葉県産」だという評価が県民をはじめ全国の消費者に浸透し、食卓には千葉県産の野菜や果物、米、魚、肉、牛乳などの食材や色鮮やかな花が並べられている。
- ② 千葉の豊かな自然、名所・旧跡や祭りなどの文化、さらには農業・漁業体験など、千葉の魅力が国内外に発信され、様々な目的を持った観光客・来訪者が、県内各地で一年を通じて見られるようになっている。

#### (3)挑戦し成長し続ける産業

- ① 県内の特色ある農産物や水産物などの地域資源を生かした新製品や新商品が数多く生み出され、県内はもとより全国に向けて販売され、優れたブランドになっている。



## 4 方針の基本方向

### (1) 目標

#### 県内一の農業産地「食の宝庫 海匠」の更なる発展を目指して

○高収益農業の実現による力強い産地・担い手の育成と農村の活性化

### (2) 分野別の11の戦略と基本方向

#### 【生産振興の施策】

##### ①【園芸】県内一の大型野菜産地等の発展に向けた力強い産地づくりの推進

再生・強化を目指す野菜・花植木・果樹の園芸産地及び規模拡大志向にある担い手に対し、生産力や収益力を向上させるための生産体制の構築や省力機械・集出荷施設の整備等を支援します。また、公益社団法人千葉県園芸協会を核としたオール千葉県体制のもと、県域及び地域の関係者が連携して、大口需要や加工・業務需要等の多様なニーズに対応し、国内外産地に打ち勝てる「力強い産地づくり」に取り組みます。

##### ②【農産】早場米産地としての競争力強化と耕畜連携による水田農業の確立

早場米産地としての競争力を高めるため、米需給動向に対応しつつ、消費動向を踏まえながら県育成品種の「ふさおとめ」「ふさこがね」の生産拡大を図るとともに、耕畜連携による飼料用米等の取組を推進し、水田農業経営の確立を目指します。

また、生産が減少している県特産品の落花生については、輪作作物としての導入や機械化による省力化を進めるとともに、ゆで落花生等での消費拡大を進めます。

##### ③【畜産】県内最大の畜産基地の確立に向けた経営強化と耕畜連携の推進

畜産経営の強化のため、生産性向上に取り組む経営体の取組を支援するとともに、飼料用米など飼料自給力の向上を支援します。また、地域と調和した畜産経営の展開のため、家畜排せつ物の適正処理と耕畜連携による家畜ふん堆肥利用を促進します。

さらに、畜産物の販売促進のため、ブランド化や畜産物のPR活動を推進するとともに、急性悪性家畜伝染病等の発生に対し、関係機関と連携し適切に対処します。

##### ④【森林・林業】森林整備・保全による森林機能の維持増進と災害に強い森林づくりの推進

森林の多面的機能を発揮させるため、間伐などによる適正な森林整備とともに、多様な人々の参画による森林整備活動を支援します。また、林業の生産性向上のため作業路の整備や作業の低コスト化を進めるとともに、地域木材の利用拡大を推進します。

また、津波被害を軽減し、飛砂や潮害などによる災害から県民生活を守るため、海岸県有保安林の再生・整備に取り組みます。

#### 【消費者視点を重視した施策】

##### ⑤【販売促進・輸出拡大】全国に誇れる豊富な農産物の販売促進と輸出の拡大

管内の豊富な農産物の地産全消・地産地消を推進するため、関係機関と連携しながら県販売促進月間や地域イベント等において管内農産物のPR活動を展開します。また、都市農村交流や食育等を通じて農産物や農業のファンづくりを推進します。

さらに、多様なニーズに対応した産地出荷体制の構築などハード・ソフト面の整備とともに、新たな商品開発や海外輸出など販路拡大の取組を支援します。

#### ⑥【6次産業化】6次産業化による農業所得の向上と地域活性化の推進

農産物の高付加価値化による所得向上を図るため、農業者自らが行う加工・販売等の6次産業化に向けた取組を支援するとともに、地域資源を活かした商品開発と直売所や農業体験施設等でのこれら商品の提供により、地域の活性化を推進します。

また、食品会社等との農商工連携や産業振興センター、6次産業化ファンド等との連携による地域ブランドとなる商品開発や需要拡大の取組を支援します。

#### ⑦【食の安全・安心】消費者に信頼される環境にやさしく、安全・安心な農産物生産

農業の持続的発展と環境負荷を軽減するため、「ちばエコ農業」、「エコファーマー」など各種制度を活用して、環境にやさしい農業を推進します。

また、食の安全・安心の確保のため、農薬の適正使用、食品表示の適正化や農産物放射性物質検査等を推進します。さらに、食品の安全性などが問題となる中、食に関する適切な判断力を養うための食育の取組を推進します。

#### ⑧【農村の活性化】地域資源の活用と多面的機能の維持向上による農村の活性化

緑豊かで活力のある農村を実現するため、豊かな地域資源を活用した新商品開発などの6次産業化の推進とともに、都市農村交流の拠点となる直売所や農業体験施設等の整備と交流活動の促進を支援します。

また、農村の多面的機能を維持するため、用排水施設などの農村環境の保全に多様な人々が参画する地域活動を推進します。

#### 【生産者を下支えする施策】

#### ⑨【担い手育成】地域農業を支える多様で経営感覚に優れる担い手の育成

農業を希望する青年が安心して就農できるよう相談業務や研修制度を推進するとともに、経営が安定するまで間の給付金制度の活用等により、定着を支援します。

さらに、発展段階に応じて経営の多角化や法人化など経営発展に果敢にチャレンジする担い手を支援し、経営感覚に優れる企業的な経営体を育成します。

また、地域農業の維持発展のため集落営農の取組を推進します。

#### ⑩【基盤整備の促進】基盤整備の促進による効率的な営農展開と農村環境の整備

農産物の生産性向上と効率的な営農展開のため、基盤整備事業により、ほ場の大区画化・汎用化と安定的な農業用水の確保を推進します。また、既存施設については予防的な補修・更新により施設の長寿命化を推進します。

さらに、地震、豪雨等の自然災害から農村地域の被害を防止するため、ため池等の耐震性点検や排水路などの機能強化により、防災・減災対策を進めます。

#### ⑪【耕作放棄地・有害鳥獣対策】地域ぐるみで取り組む耕作放棄地の解消と有害鳥獣被害防止対策の推進

耕作放棄地の解消を図るため、多様な人々の参画による再生活動を支援するとともに、県農地中間管理機構の仕組み等を活用し、担い手への農地集積による農地の有効利用を推進します。

また、有害鳥獣による農産物への被害を軽減させるため、防護、捕獲、生息環境整備など被害対策の取組を総合的に推進します。

### (3) 施策の展開方向

#### ①【園芸】

#### 県内一の大型野菜産地等の発展に向けた力強い産地づくりの推進

##### [ 現状認識 ]

##### 1 野菜

平成 24 年の野菜産出額は 329.2 億円で、管内農業産出額の 40.7%、県野菜産出額の 19.9%を占め、市町村統計のある平成 18 年では 357.2 億円で県内第1位です。

露地野菜のキャベツ、だいこん、施設野菜のトマト、きゅうりで全国有数の産地が形成されており、露地野菜のレタス、ねぎなど国の野菜指定産地に6品目延 13 産地(H25)が指定されています。その他の野菜の生産も盛んで、露地野菜では、メロン、とうもろこし、パセリ、ブロッコリー等が、施設野菜では、いちご、ミニトマト、メロン、シロウリ、ピーマン、ししとうがらし、春菊、ズッキーニ、マッシュルーム等が作付され、品目数に富むとともに、それぞれが全国有数又は県内トップクラスの生産地となっています。

作付面積や担い手は減少傾向にありますが、生産者は比較的に青年層が多く経営規模拡大を進めることで、産地の維持・発展が図られています。

出荷は京浜を中心とした市場出荷が主体で、JAの大型集出荷場や予冷库等が整備され、トマト・きゅうりでは機械選果により、出荷労力の軽減が図られ、生産者の経営規模拡大を促進しています。

また、農事組合法人による産直活動や小規模農家でも取り組みやすい農産物直売所活動等も盛んで多様なニーズへの対応が図られていますが、大口需要や需要が増加している加工・業務用などへの対応が今後の課題となっています。

##### 2 花植木・果樹

市町村統計のある平成 18 年の花き産出額は 27 億円で県内第2位、種苗苗木類は 23 億円で県内第1位であり、特に植木は全国屈指の産地となっています。

花き生産者は点在しており、個選出荷であるため、花き市場の大規模化や情報取引の拡大に対応しきれいていません。そのため、後継者がいる経営体では地域や品目を越えた販売促進活動を行うなど情報交流が進んでいます。景気の影響による消費減少で価格が低迷する中、重油の高騰、運賃の値上げなど生産コストが上昇しており、経営を厳しくしています。

全国的な産地である植木では、マキのケブカトラカミキリの被害拡大が問題となっています。一方、海外需要の増加により、植木の輸出が進んでおり、県農産物輸出をリードする品目となっています。また、震災復興や東京オリンピック開催に伴い、国内需要の増加も期待されています。

果樹では、旭市に果樹園芸組合が組織され、梨が主体に生産されています。高樹齢園が多いため、研究部(青年)が主体となり、改植や若木に適応した生産管理に取り組んでいます。出荷先は直売が約7割で、地元市場等が約3割となっています。

## [ 主な取組 ]

### 1 産地活性化の促進と多様なニーズに対応した力強い産地づくり

#### ア 取組の方向性

園芸産地の生産力や販売力を向上させるため、産地自らが行う産地活性化に向けた取組を支援するとともに、需要が増加している大口需要や加工・業務需要等に対応できる生産・流通体制を構築するため、公益社団法人千葉県園芸協会を核としたオール千葉県体制のもと、産地間並びに地域内の連携強化を促進し、国内外産地に打ち勝てる力強い産地づくりに取り組みます。

#### イ 具体的な取組

##### (ア) 産地自らの取組による産地活性化の推進

園芸産地活性化のため、産地自らが産地再生・強化に向けた計画を策定するとともに、策定した計画に基づき、機械化や施設化による生産規模拡大や生産・販売体制における課題解決などの取組を計画的かつ効率的に推進します。

##### (イ) 多様なマーケット需要に対応できる競争力のある産地づくり

量販店の一括大量仕入れや加工・業務用などの需要に対応するため、(公社)千葉県園芸協会を核としたオール千葉県体制のもと、産地間連携による出荷体制の構築を推進します。また、地域内における連携体制も強化し、需要が増加している加工・業務用などの生産拡大や出荷期間延長等の取組を推進します。

##### (ウ) 新品目導入・輸出等の新たな取組による産地の活性化

産地を再生・活性化するため、新品目の導入を進めるとともに、高付加価値化やブランド化の取組を支援します。また、契約取引、産直、直売等の取組や輸出等の国内外に向けた新たな販路拡大にチャレンジする取組を支援します。

##### (エ) 将来の産地を支える担い手及び生産組織の育成

将来にわたる産地の担い手を確保するため、後継者など新規就農者の確保・育成とともに、経営の規模拡大、多角化や法人化など経営の強化を推進します。また、担い手の労力不足を補うため、雇用労力の活用を推進します。

さらに、生産者により組織された多様な生産組織の育成と活動支援を通じて、産地及び担い手の育成・強化を推進します。

### 2 高収益型園芸農業の展開

#### ア 取組の方向性

ハウス等の施設化や省力機械等の導入による規模拡大、梨の改植等による生産力強化を支援するとともに、集出荷施設等の整備による流通体制の強化を支援します。また、消費者に信頼される環境にやさしい農業の取組を支援し、高収益型園芸農業の展開を推進します。

## イ 具体的な取組

### (ア) 高品質・安定生産、高収益型農業を目指した施設園芸の推進

安定生産と品質向上を図るため、ビニールハウス等生産施設の設置を支援するとともに、経営規模拡大を推進します。また、周年出荷や生産量増加を実現するため、より長期的で多収栽培が可能な養液栽培施設等の生産高度化を推進するとともに、生産力の維持向上を図るため、老朽化した温室のリフォームを支援します。

さらに、燃油高騰の影響を軽減するため、省エネルギー型温室への転換とともに、ヒートポンプ等の省エネ暖房機を活用した省エネルギー対策を支援します。

### (イ) 露地野菜を中心とした機械化等による経営規模拡大の推進

露地野菜の生産規模拡大のため、省力作業機械の導入を支援し、省力化・低コスト化を推進するとともに、水田転作や裏作、及び耕作放棄地の活用を推進します。また、担い手農家への農地利用集積を推進します。

### (ウ) 高品質・安定生産技術による既存産地の強化・再生

病害虫の防除や連作障害を回避し、生産の安定化、高度化を図るため、生産性を高める栽培方式や栽培技術の導入を進めます。また、販売拡大が期待できる新品目や新品種の導入を積極的に進めるとともに、生産拡大の取組を推進します。また、梨では、収量が低下した老木の計画的な改植を推進するとともに、植木のマキでは、ケブカトラカミキリの防除対策を推進します。

### (エ) 集出荷貯蔵施設の高度化・大型化の推進による産地流通体制の強化

生産物の有利販売に向け、出荷量の増加と高品質化に対応できる集出荷貯蔵施設の整備を進めるとともに、老朽化している既存の集出荷施設の再整備や再編により、集出荷機能を向上させ、産地規模の拡大を推進します。また、大口需要など多様なニーズに応えるため、中核的集出荷施設の整備とともに、出荷規格の統一などハード及びソフト面での広域出荷体制の構築を推進します。

### (オ) 環境にやさしい農業の推進

農業生産による環境負荷軽減と消費者に信頼される安全・安心な農産物生産を進めるため、ちばエコ農業、エコファーマー等の環境にやさしい農業の取組を推進します。また、登録外農薬の誤散布や農薬残留を防止するとともに、周囲の農作物や周辺環境への農薬の飛散防止対策を推進します。さらに、農業の持続的発展を図るため、生産により発生する廃プラスチック等廃棄物の適正処理を推進します。

[ 主な事業 ]

- 園芸産地活性化の支援
- 産地間連携体制の構築支援
- 産地等における機械・施設等整備支援
- 集出荷貯蔵施設整備に対する支援
- 農産物の販売促進・輸出拡大
- ケブカトラカミキリ防除対策の推進
- 環境にやさしい農業の推進
- 園芸用廃プラスチック処理対策の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (年度)	目 標 (H29年度)
野菜指定産地面積 ※	3, 605ha (H24)	3, 630ha
産地活性化計画策定産地品目数	3品目 (H25)	4品目
野菜指定産地(指定団体)における加工・業務向け出荷量	5, 678トン (H24)	10, 000トン
ビニールハウス等施設を4年間で整備する面積(補助事業で整備する面積)(累計)	2. 75ha (H25)	8ha
集出荷貯蔵施設を4年間で整備・再整備する数(累計)	1施設 (H24)	2施設
園芸用廃プラスチック適正処理量	640トン (H24)	700トン

※野菜指定産地面積はH25に「冬にんじん」が解除となったためH24現状面積から除く。横芝光町分は除く。

## ②【農産】

### 早場米産地としての競争力強化と耕畜連携による水田農業の確立

#### [ 現状認識 ]

##### 1 水田農業

平成 24 年の米産出額は 95.8 億円で、管内農業産出額の 11.8%、県米産出額の 11.9%を占めています。市町村統計のある平成 18 年では 85.6 億円で県内第4位です。

平成 24 年の水田面積は 7,768ha、水稻(子実用)作付面積が 7,007ha で水稻作付率が 90.2%と高くなっています。

平成 25 年の水田の基盤整備率は 57.2%で、現在4地区で基盤整備事業の農地整備が進行中です。基盤整備を契機に生産組織による営農が開始されるなど基盤整備事業活性化計画に沿った営農支援が進められています。

水稻経営では、一経営体当たり田経営耕地面積は 1.51ha で、5年前から 0.23ha 増加し、県平均 1.30ha を上回っています。面積 1ha 未満の経営体が 49%を占め、小規模経営体が多い中、3ha 以上層は増加しており、特に 10ha 以上は 5 年前の 1.5 倍の 45 経営体に増加するなど、米価が低迷する中であって、経営規模拡大により対応している農業者が現れています。また、34 の集落営農組織(土地利用型)が活動を展開しています。

県が認証する「ちばエコ農産物」の水稻は 250ha(H25 認証実績)で、「匠瑳の舞」や「萬歳米」など地域ブランド米として差別化販売する取組も進んでいます。

米の需給対策では、湿田条件下での水田の有効活用と畜産が盛んな地域の特徴を生かし、耕畜連携の取組による飼料用米と稲ホールクroppサイレージが旭市と匠瑳市で 228ha(H25)作付されています。

##### 2 落花生

県特産品の落花生は主に畑作の輪作作物として作付され、また、小面積ですが、銚子市ではレトルトのゆで落花生用に「郷の香」や大粒品種「おおまさり」が作付されています。しかし、機械化による省力化が進まず、大粒品種の生産量や品質が不安定なため、安定した生産と機械化による省力栽培技術の確立が必要となっています。

#### [ 主な取組 ]

##### 1 早場米産地の競争力強化と低コスト化の推進

###### ア 取組の方向性

本地域の特徴を生かした早場米産地としての競争力を高めるため、県育成早生品種「ふさおとめ」と中生品種「ふさこがね」の需要拡大及び作付拡大を図るとともに、消費者に求められる良食味で高品質な米の安定生産を進めます。また、米価が低迷する中、経営規模拡大等による低コスト生産を進めるとともに、米消費量が減少する中、県内外及び国外の消費者や実需者等に対する幅広いファンづくりを進めます。

## イ 具体的な取組

### (ア) 県育成品種「ふさおとめ」「ふさこがね」の作付拡大と有利販売の推進

早場米産地の強みを生かすために、「ふさおとめ」10.9%、「ふさこがね」28.3%、「コシヒカリ」37.5%の作付割合を、「ふさおとめ」、「ふさこがね」の合計作付割合45.0%を目標に作付拡大を進めるとともに、良食味の新たな品種や中食や外食等の実需者向けに評価の高い品種の導入などを検討します。

また、県内はもとより県外及び海外の消費者や実需者等に優先的に選んで買ってもらえるように、環境にやさしく安全・安心な米づくりを進めるとともに、関係機関等と連携し、PR活動等により米のファンづくりを進めます。

さらに、米の高品質安定生産のため、管内1か所の水稲種子生産地の体制を強化し、優良種子の安定供給を図るとともに、生産者の種子更新を促進します。

### (イ) 生産基盤の整備と低コスト高生産性水田農業経営の推進

低コストで生産性の高い水田農業経営を実現するため、水田の大区画化などほ場整備を推進します。また、集落営農組織の設立を支援するとともに、担い手や集落営農組織への農地集積、高性能農業機械の導入や乾燥調製施設の整備、省力技術の導入等を支援し、経営規模拡大を推進します。

## 2 水田を有効活用した食料自給力の強化

### ア 取組の方向性

湿田が多く畜産が盛んな地域の特徴を生かし、水田を活用した水田農業経営の確立と耕畜連携の取組拡大を目指し、飼料用米、WCS用稲等の新規需要米を重点作物として推進します。

## イ 具体的な取組

### (ア) 飼料用米などの新規需要米等の生産拡大

米の需給調整と飼料自給力の向上を図るため、畜産が盛んな地域の特徴を生かし、飼料用米、WCS用稲等による水田有効活用の取組を拡大するとともに、コスト低減のため多収性専用品種の導入や団地化、耕作放棄地の活用などを推進します。

また、耕種農家と畜産農家等の取引の円滑化を図るため、飼料用米利用者協議会の活動を支援するとともに、飼料用米等のわら利用や水田での堆肥利用等耕畜連携の取組を進めます。さらに、フレコンバッグ利用など流通体制の整備を支援します。

## 3 落花生の生産振興

### ア 取組の方向性

落花生栽培技術の機械化・省力化を進めるとともに、落花生を畑作物の輪作体系に位置づけ、落花生及び輪作作物の収量及び品質の向上を推進します。

また、消費者ニーズに応じた新品種の導入や高品質で良食味の落花生の安定生産を進めるとともに、高付加価値化等の取組や落花生の消費拡大を進めます。



## イ 具体的な取組

### (ア) 畑作物輪作体系における落花生省力化生産の推進

「は種作業」や「収穫作業」、「乾燥・調製作業」等の機械化による省力化を推進するとともに、落花生を畑作物の輪作作物として位置付け、落花生だけでなく野菜等の連作障害回避による収量及び品質の向上を推進します。

また、ゆで落花生用品種「おおまさり」の安定供給を図るために、安定的な収量を確保できる栽培技術を推進するとともに、消費者に求められる新たな良食味多収品種の導入を推進します。

### (イ) 落花生の消費拡大の推進

落花生の需要拡大・消費拡大を図るため、高付加価値化の取組を進めるとともに、栽培体験などの食育やイベント等での落花生知識の啓発などPR活動を推進します。

## [ 主な事業 ]

- 良質米の安定生産対策
- 環境にやさしい農業の推進
- 健全で優良な種子の安定生産対策
- 米の販売促進と消費拡大の推進
- 水田の大区画化など基盤整備の推進
- 担い手及び集落営農組織の育成支援
- 農産産地の施設・機械整備支援
- 飼料用米、WCS用稲等の生産拡大及び流通体制の確立
- 落花生を核とした機械化輪作栽培体系の確立
- 落花生の消費拡大

## 【達成指標】

項 目	現 状 (年度)	目 標 (H29年度)
「ふさおとめ」「ふさこがね」の作付割合	39.2% (H25)	45%
乾燥調製施設の新規導入及び機能強化の累計件数(4年間)	1施設 (H25)	1施設
土地利用型集落営農組織数	34組織 (H24)	36組織
飼料用米・WCS用稲の作付面積	228ha (H25)	320ha

### ③【畜産】

#### 県内最大の畜産基地の確立に向けた経営強化と耕畜連携の推進

##### [ 現状認識 ]

首都圏の大消費地に近く、穀物の陸揚げ港である鹿嶋港に近接する立地条件等から、本地域は畜産業が大変盛んで、平成 24 年の畜産産出額は 372.5 億円で、管内農業産出額の 46.1%、県畜産産出額の 35.7%を占めています。市町村統計のある平成 18 年では 278.6 億円で、畜産全体、肉用牛、豚、鶏で県内第1位となっています。

平成 22 年の飼養頭羽数は、豚 261.4 千頭、肉用牛 16.8 千頭でともに県内第1位、乳用牛が 5.2 千頭で第3位であり、鶏も県内トップクラス(羽数、順位不明)です。

しかしながら、近年の畜産経営では、飼料価格の高止まりなど生産コストの増加と畜産物価格の伸び悩みから、所得が減少し、離農が増加しています。特に、県内の酪農においては、農家数や乳牛飼養頭数の減少が大きく、生乳生産量が減少しています。

このため、生産能力の高い家畜への改良と飼養管理技術の向上等により生産性を高めるとともに、輸入飼料に依存している畜産経営では、生産コストの低減だけでなく、家畜伝染病の侵入リスク回避や堆肥の利用促進を図る上でも、飼料自給率の向上が重要となっています。管内では、水田の有効活用と畜産が盛んな地域の特徴を生かし、地域内利用を主体とした耕畜連携による飼料用米等の取組が積極的に進められています。

また、経営強化のため、適正規模での経営とともに、高付加価値化など経営の多角化、畜産物のブランド化やPR活動等による販売促進を進め、所得向上を図る必要があります。

さらに、地下水汚染や臭気等の環境問題のため、家畜排せつ物の適正処理と耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用促進を図るとともに、口蹄疫など急性悪性家畜伝染病の防疫対策の強化が必要となっています。

##### [ 主な取組 ]

#### 1 家畜の生産性向上と生産基盤の強化

##### ア 取組の方向性

家畜の生産性向上と生産基盤の強化を図るため、生産能力の高い家畜への改良を進めるとともに、効率的な飼養管理技術の普及を図ります。また、関係機関との連携による指導・支援体制を強化し、意欲ある経営体への重点支援を行います。

##### イ 具体的な取組

##### (ア) 生乳生産性の向上と経営安定

乳牛の管理技術の改善と優良乳牛を選抜するため、乳牛個々の生産情報を収集・解析する牛群検定事業を推進するとともに、指導体制の強化を図ります。また、乳牛の生産性を向上させるため、性判別精液や受精卵の活用による優良後継牛の増頭及び暑熱ストレスの軽減など乳牛が快適な環境で生産できる施設の改善を推進します。

生産コストの低減や省力化を図るため、飼養規模等に応じた新しい飼育管理技術

の活用を推進するとともに、雇用等による労働負担の軽減を推進します。

さらに、県域で進められている「酪農青年会議」の活動等を支援し、高い生産技術と経営管理能力を有する中核的農家の育成を図ります。

#### (イ) 肉用牛生産基盤の強化

和牛の生産基盤を強化するため、優良な遺伝資源を持つ繁殖和牛から受精卵を採取し、酪農家の乳牛に移植する取組により、優良な繁殖和牛を増やします。

また、繁殖和牛を飼育する担い手を確保するため、繁殖和牛専業経営の他、繁殖肥育一貫経営及び酪農経営との複合型経営等を推進します。

さらに、品質の高い牛肉を安定して生産するため、県等の関係機関により重点的に指導するモデル農場を選定し、肥育技術の向上と普及を図ります。

#### (ウ) 肉豚の生産性向上と経営安定

養豚農家における肉豚の生産性を高めるため、産肉性の高い新規系統豚の普及を進めるとともに、系統豚の増殖体制を強化するため、銘柄豚生産団体において系統豚による肉豚生産を促進します。また、養豚経営の安定化を図るため、肉豚価格の下落時に価格差を補填する所得補償制度を支援します。

#### (エ) 鶏卵安定生産の推進

鶏卵生産の安定化を図るため、生産者団体等と連携し勉強会等を開催します。

## 2 飼料自給力の強化

### ア 取組の方向性

飼料自給率の向上を図るため、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、水田や耕作放棄地等の有効利用による自給飼料の生産拡大を図ります。また、自給飼料生産において、畜産農家の労働負担の軽減を図るため、飼料生産受託組織の育成を支援します。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 水田や耕作放棄地等の有効利用による自給飼料生産拡大

水田や耕作放棄地等の有効利用により自給飼料生産を拡大するため、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、飼料用米や稲ホールクロップサイレージ等の飼料作物の増産を推進します。

#### (イ) 飼料作物の高収量、低コストによる生産拡大

自給飼料の生産性を向上させるため、多収品種による生産や技術指導の強化により、高収量・低コスト飼料生産を推進します。

#### (ウ) 飼料生産コントラクターの育成及びTMRセンターの設置推進

飼料の安定供給と低コスト化を図るため、飼料生産部門の作業を請け負う飼料生

産コントラクターの育成や活動を支援するとともに、飼料の調製作業を請け負うTMRセンターの設置を推進します。

#### (エ) 低利用飼料資源等の有効活用

飼料自給率の向上と資源の有効活用を図るため、耕種農家と畜産農家の連携を強化し、飼料として利用率の低い稲わらの有効利用を促進します。また、食品残さ飼料であるエコフィードについては、関係機関と連携し、利用の拡大を図ります。

### 3 畜産物の販売促進

#### ア 取組の方向性

県産畜産物の知名度向上を図るため、県としてブランド化を進めている県産豚肉の共通名称の「チバザポーク」、県産牛肉の「チバザビーフ」の取組を推進します。また、食肉や牛乳・鶏卵等畜産物の消費拡大とともに、生産者等の行う販路拡大の取組を支援します。

#### イ 具体的な取組

##### (ア) 県産豚肉・県産牛肉の販売力強化

「チバザポーク」「チバザビーフ」のブランドが消費者に認知され、食肉の販売拡大につながるよう各生産者組織の連携強化とPR活動等を支援します。

##### (イ) 畜産物の消費拡大

管内各市で開催される産業まつり等イベントの機会を利用して、管内産の畜産物の認知度向上と消費拡大のため、生産団体等と連携しPR活動を推進します。

##### (ウ) 新たな販売拡大の取組支援

畜産物を利用した加工品等の高付加価値化及び直売所・直営店舗等の6次産業化の取組を支援するとともに、輸出等の新たな販路拡大に取り組む生産者、生産者団体の活動を支援します。

### 4 家畜排せつ物の適正管理と有効利用

#### ア 取組の方向性

地域と調和した畜産経営の展開のため、新たな環境規制への対応や飼養規模拡大に伴う家畜排せつ物処理の機能向上に必要な機械・施設の導入を支援します。

また、家畜ふん堆肥の利用については、耕畜連携を図り、資源循環型農業の取組を推進します。

#### イ 具体的な取組

##### (ア) 家畜排せつ物の適正管理

排水規制の強化や規模拡大への対応と周辺環境に配慮した臭気の低減対策のため、既存の家畜排せつ物処理施設の機能向上や施設整備を支援します。

### (イ) 堆肥流通の推進

家畜ふん堆肥の水田等への施用など新しい需要先の確保と利用拡大を図るため、堆肥散布機械等の導入支援や利用者ニーズに沿った堆肥づくりを進めるとともに、堆肥ネットワークの活用促進により、耕畜連携による資源循環型農業を推進します。

## 5 家畜衛生対策の強化

### ア 取組の方向性

口蹄疫などの伝染力の強い急性悪性家畜伝染病の防疫体制を強化するため、家畜保健衛生所を中心に関連団体との防疫作業に係る連携を進めるとともに、畜産農家の防疫対策を推進します。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 急性悪性家畜伝染病発生時の防疫体制強化

急性悪性家畜伝染病発生に備え、防疫作業を円滑に実施するため、関連団体等との防疫作業に関する連携を進めるとともに、防疫演習により関係機関との防疫体制を強化します。

#### (イ) 急性悪性家畜伝染病に対する危機管理体制の強化

急性悪性家畜伝染病に対する危機管理体制の徹底を図るため、畜産農家に対し、飼養衛生管理基準の周知や巡回指導を実施します。

### [ 主な事業 ]

- 乳牛の改良促進と生産基盤強化
- 和牛繁殖基盤の強化と肥育技術向上支援
- 養豚・養鶏経営の安定化
- 飼料自給率の向上のための総合対策
- 飼料生産コントラクターの育成とTMRセンターの設置推進
- 畜産物のブランド化による販売促進と消費拡大
- 家畜排せつ物の適正管理
- 家畜ふん堆肥の利用促進
- 口蹄疫などの急性悪性家畜伝染病危機管理体制の強化

### 【達成指標】

項 目	現 状 (年度)	目 標 (H29年度)
畜産講習会、共進会等開催回数	5回 (H24)	5回
飼料用米・WCS用稲の作付面積	228ha (H25)	320ha
家畜排せつ物処理施設の導入件数(4年間) (補助事業+リース事業件数)	5件 (H25)	20件
堆肥ネットワーク登録数	64件 (H24)	76件

## ④【森林・林業】

### 森林整備・保全による森林機能の維持増進と災害に強い森林づくりの推進

#### [ 現状認識 ]

平成 24 年度の管内の森林面積は 4,239ha、林野率は 13.4%で、県平均の林野率 30.7%を下回っている

ます。このうち人工林の面積は 1,094ha で、その割合は 25.8%となっており、県平均の 38.7%を下回っています。

管内の森林資源は、多くの人工林が本格的に利用可能な林齢に到達しているものの、林業従事者の高齢化や後継者不足、長期にわたる木材価格の低迷等により、適切な森林整備が行われておらず、併せて、サンプスギ非赤枯性溝腐病の蔓延、スギカミキリの被害、侵入竹林の増加等により、森林の持つ公益的機能の低下が進んでおり、森林の再生と機能回復が急務となっています。

また、東日本大震災では、九十九里地区において津波による甚大な被害が発生しました。海岸林の砂丘や森林には津波被害に対する一定の軽減効果があることが確認されており、津波被害を軽減するとともに、飛砂や潮害などによる災害から県民生活を守るため、砂丘の造成と松くい虫被害により疎林化・裸地化した海岸県有林の早急な整備が求められています。

#### [ 主な取組 ]

### 1 森林・林業再生による森林機能の維持増進

#### ア 取組の方向性

森林の有する多面的機能を高度に発揮させため、適正な森林整備を促進するとともに、林業再生のため、木材の搬出等作業の低コスト化と利用拡大を進めます。

#### イ 具体的な取組

##### (ア) 計画的かつ効率的な森林整備の推進

森林整備を促進するため、間伐を中心とする計画的な森林整備を行う林業事業者や森林所有者に対して、技術支援や情報提供を行います。

また、林業の生産性の向上を図るため、作業路の整備や地域に適合した簡易な集材・搬出方法の普及を進めます。

### 2 災害に強い森林づくりの推進

#### ア 取組の方向性

安心して暮らせる県土づくりを進めるため、防災機能を高度に発揮させる適切な森林整備を行うとともに、海岸における津波被害を軽減するため、自然災害に強い森林づくりを推進します。

## イ 具体的な取組

### (ア) 森林の整備や防災施設の設置による土砂崩れ等の防止

山腹の崩壊や土砂の流出による災害の発生を防止するため、山地治山事業を推進します。また、土砂の流出の防備など保安林が有している公益的機能を高度に発揮させるため、適切な森林整備を実施します。

### (イ) 海岸を中心とした保安林の整備・管理

津波被害を軽減し、飛砂や潮害などによる災害から県民の生活を守るため、病害虫に強い抵抗力を持つ苗木や広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の再生・整備を行います。

## 3 多様な人々の参画による森林整備活動の促進と森林の利用

### ア 取組の方向性

必要な森林整備が不十分で、里山などの森林の荒廃が進んでいることから、多様な人々の参画による森林整備活動を促進します。

## イ 具体的な取組

### (ア) 森林整備活動の促進

里山の保全や津波被害を受けた海岸県有保安林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

### (イ) 森林の活用

児童生徒等への森林・林業教育の推進を図るため、県が認定した「教育の森」について、里山活動団体や教育機関と連携して利用を促進します。

## 4 環境に配慮した健全な森林の保全

### ア 取組の方向性

地球温暖化防止のため、間伐等の推進により、二酸化炭素の森林の吸収能力の向上に取り組みます。また、森林病虫害対策を実施するとともに、林地開発行為の適正化な推進により、健全な森林の保全を図ります。

## イ 具体的な取組

### (ア) 森林吸収源対策としての間伐等の推進

二酸化炭素の森林吸収量の確保に向けて、間伐を推進します。また、主伐後の確実な再生林を促進します。

### (イ) 森林病虫害の防除と被害林の再生

民有林における松くい虫防除対策を徹底するとともに、サンプスギ非赤枯性溝腐病

被害跡地における森林再生やスギカミキリ被害対策を推進します。

また、海岸県有保安林など病虫害等による被害を受けた森林の早期再生を図るため、病虫害に対して抵抗性がある優良種苗の生産・確保を行います。

#### (ウ) 林地開発行為の適正化

森林の有する公益的機能の維持を図るため、確実な緑化の実施など林地開発行為の適正な履行を確保します。

#### [ 主な事業 ]

- 計画的な森林整備への支援
- 森林吸収源対策としての間伐の促進
- 作業路の整備と地域に適合した簡易な集材・搬出方法の普及
- 優良種苗の生産・確保
- 海岸県有保安林の再生・整備
- 松くい虫防除対策の徹底
- 林地利用の適正化

#### 【達成指標】

項 目	現 状 (年度)	目 標 (H29年度)
森林整備面積	26ha (H24)	55ha
企業や団体等による森林整備面積(累計)	4. 0ha (H24)	7. 0ha
海岸県有保有林の砂丘造成延長(累計)	0. 4km (H24)	5. 7km(H27)
海岸県有保有林の整備面積(累計)	5. 3ha (H24)	50. 4ha



## ⑤【販売促進・輸出拡大】

### 全国に誇れる豊富な農産物の販売促進と輸出の拡大

#### [ 現状認識 ]

本地域は、だいこん、キャベツ、トマト、きゅうりなど全国的な品目が数多くあり、畜産や水産業も盛んで、首都圏等への食料供給を担う「食の宝庫」となっています。

しかしながら、国内外の産地間競争が激化する中で、農産物の有利販売を図るためには管内農産物を消費者等に広くPRするとともに、食育や都市農村交流などで農産物や農業に係るファンづくりを進めていくことが重要です。

また、市場出荷においては、卸売業者と連携し、実需者ニーズに応えられる生産体制を構築し、販売力を強化する必要があります。また、需要が伸びている加工・業務用野菜については生産拡大するとともに、新たな販路開拓、地域特産品のブランド化や6次産業化による新商品の開発などの取組により、販路拡大を図ることも重要です。

一方、少子高齢化や人口減少により、国内需要は減退傾向にあるため、新たな販路として海外への輸出が期待されています。特に、本地域で生産が盛んな植木類では輸出の実績を上げており、県産農産物の輸出をリードする品目となっています。現在、主要輸出先の香港・台湾において原発事故による規制が続いていますが、豊富な農産物と成田空港が近い優位性を生かし、また、2020年の東京オリンピックを好機として、国際市場での知名度向上を図り、安定的な販路を開拓することが重要となっています。

#### [ 主な取組 ]

##### 1 「食の宝庫ちば」のファンづくりの推進

###### ア 取組の方向性

首都圏を中心に全国及び県内や地域内に向けて、管内の農産物の鮮度や品質の良さ等を積極的にPRし、管内農産物を優先的に購入してもらうようイメージアップによるファンづくりを推進します。

###### イ 具体的な取組

###### (ア) 管内農産物の県内外への魅力発信

温暖な気候と豊かな大地に恵まれた管内農業・農産物の魅力を、首都圏など多くの消費者に理解してもらうため、観光等の魅力発信など関係機関と連携し、イベント等を活用してPR活動を実施し、ファンづくりを推進します。

また、全県的に実施される「販売促進月間」の千葉県フェアや知事トップセールス等において、生産者団体等の行う農産物PR活動を支援するとともに、県のウェブサイト「教えてちばの恵み」や広報媒体の活用等により、効果的な情報発信に努めます。

### **(イ) 都市と農村との交流の活性化**

都市住民に対して、農村や農産物の魅力をPRするため、直売所や農業体験施設等の交流施設の整備を支援するとともに、農村と都市住民との交流活動を支援します。また、広報媒体の活用等により、積極的に地域情報の発信に努めます。

### **(ウ) 食育活動の推進**

食生活の向上を図るため、ちば食育ボランティア、ちば食育サポート企業、農業、教育、健康福祉等の関係機関等の連携と協力のもと、幅広い県民運動として食育を推進します。

また、直売所や農業体験農園、都市農村交流などの活動や情報発信を通して地場農産物の魅力や地産地消のよさなど農業理解の促進を図ります。さらに、学校給食での地場農産物の活用促進、食育ボランティア及び学校教育と連携した栽培体験等により子供達への食育を推進します。

## **2 流通体制の強化・販路拡大**

### **ア 取組の方向性**

産地の販売力強化を図るため、出荷団体等が行う卸売業者と連携したPR活動を支援します。また、新鮮で高品質な農産物を供給するため、産地の出荷体制や出荷拠点となる集出荷施設の機能強化を支援するとともに、加工・業務用など多様な需要への対応の取組を支援します。

### **イ 具体的な取組**

#### **(ア) 卸売業者と連携した市場販売力の強化**

市場販売力を高めるため、出荷団体等が主体的に実施する卸・仲卸売業者への販促活動や卸・仲卸売業者と連携して行う実需者等の販路開拓の取組を支援します。

また、地産地消を推進する流通拠点となる管内卸売市場の活性化を支援します。

#### **(イ) 野菜産地の流通体制の強化**

新鮮で高品質な野菜の安定供給と大口需要などに対応するため、集出荷施設の高度化・大型化や既存集出荷施設の再整備による機能向上と出荷規格の統一など広域出荷体制の構築に向けたハード及びソフト面での取組を支援します。

#### **(ウ) 中食・外食産業等の需要拡大に対応した取組**

野菜の利用拡大を図るため、中食・外食産業等の需要に応えた加工・業務用野菜の生産に取り組む産地の育成と産地と実需者のマッチングを支援します。

### (エ) 木材資源の利用促進

地域木材の需要拡大を図るため、木造住宅及び公共建築物等における地域木材の利用を促進するとともに、乾燥材の生産やJAS等による性能表示など木材製品の品質と性能を確保するための取組を支援します。

## 3 売れるものづくりへの多様な支援

### ア 取組の方向性

農産物の商品価値を高め、販売額の向上を図るため、品質等による差別化、加工による高付加価値化等、売れるものづくりに取り組む地域の活動を支援するとともに、農商工連携や農業者による6次産業化や販路拡大の取組を支援します。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 地域活性化につながる多様なブランド化の推進

消費者ニーズを適確に把握し、需要に応じた売れるものづくりを進めるため、地域における農産物のブランド化の取組を支援します。

また、食肉では、県産食肉の知名度向上を図るため、県産食肉の共通名称である「チバザポーク」・「チバザビーフ」のブランド化のもと販売促進の取組を支援します。

#### (イ) 品目特性に応じた独自の商品づくり

生産物の販路拡大を図るため、生産者自らが加工・販売に取り組む6次産業化や商工業と連携して取り組む農商工連携の取組による新商品の開発等を支援します。

#### (ウ) 商談会等を活用した販路拡大

農産物やその加工品の新たな販路を開拓するため、民間商談会への出展支援や県域で作成する商材カタログの作成等に対して支援します。

## 4 新たな販路開拓を目指す輸出の促進

### ア 取組の方向性

農産物の輸出を拡大するため、輸出に取り組む生産者・団体の活動を支援します。

また、関係機関と連携し、海外実需者と産地とのマッチングを支援するとともに、知事の海外トップセールス等により、経済成長著しい東アジア及び東南アジア地域等をターゲットとして行われる県産農産物のPR活動を支援します。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 輸出指針等による推進

県が策定する農産物輸出指針のもと、効果的な海外市場開拓を図るため、各国における日本産食品の市場動向を踏まえ、ターゲットとする国・品目を検討し、生産者団体等による継続的・安定的な輸出活動を支援します。

### (イ) 輸出に取り組む生産者・団体の育成支援

海外実需者と産地のマッチングを推進するため、海外の食品見本市や海外バイヤーとの商談会への参加など生産者団体等が販路を開拓する取組を支援します。

また、県産農産物の認知度向上を図るため海外において実施される知事のトップセールスなど輸出に係る販売促進活動に対し支援します。

### [ 主な事業 ]

- 県産農産物の魅力発信
- グリーン・ブルーツーリズムの推進
- 食育の推進
- 卸売業者と連携したセールスプロモーション
- 加工・業務用野菜の取引拡大のための取組の支援
- 民間商談会への出展支援
- 地域木材の利用促進
- 農産物の地域ブランド化の推進
- 県産食肉「チバザポーク」・「チバザビーフ」の販売力強化
- 経営体の経営多角化による収益の向上に向けた支援
- 農業と食品産業との農商工連携の促進
- 輸出に取り組む団体への支援

### 【達成指標】

項 目	現 状 (年度)	目 標 (H29年度)
関係機関と連携した販促活動実施回数	19回 (H25)	19回
ちば食育ボランティアの活動回数(延べ)	159回／年 (H24)	165回／年
野菜指定産地(指定団体)における加工・業務向け出荷量	5,678トン (H24)	10,000トン
販売額(販売単価)が向上した地域ブランド特産品の数(累計)	2アイテム (H25)	3アイテム
6次産業化法の認定件数	3件 (H25)	5件
輸出促進事業に取り組む延団体数(累計)	4団体 (H25)	5団体

## ⑥【6次産業化】

### 6次産業化による農業所得の向上と地域活性化の推進

#### [ 現状認識 ]

多種多様で豊富な農産物に恵まれ、農業が盛んな本地域ですが、生産者自らが加工・販売等に取り組む6次産業化への取組は立ち遅れている面があります。

国においては、農業を成長産業として位置づけ、6次産業化、農商工連携等の取組を積極的に進めることとしており、農産物価格が低迷する中、所得や雇用を増大し、地域の活力向上を図っていくためには、生産物の高付加価値化、販路拡大を図る6次産業化や農商工連携の取組を推進することが重要となっています。

なお、6次産業化の推進に当たり、活用できる地域資源の把握、取り組む農業者の育成、マーケットや消費者のニーズなどを考えた商品開発等を行う必要があります。また、開発された商品を体験農業、農家レストラン、直売所等で提供し、都市との交流促進を図るなど、地域の実情に合わせた6次産業化を推進することが、地域活性化のために重要です。

農村には、食料となる農産物だけでなく、太陽、水などの自然資源が豊富に存在します。また、食品残渣等の未利用資源の有効活用も可能であり、農業との両立を図りながら、これらを再生可能エネルギーとして活用し、地域活性化を図っていくことも重要です。

#### [ 主な取組 ]

##### 1 6次産業化を担う人材の育成

###### ア 取組の方向性

6次産業化に取り組む農業者のニーズに対応し、6次産業化の取組を拡大していくために必要な知識やノウハウを有する人材の育成を推進するとともに、加工品開発に取り組む農業者に対する技術的支援を行います。

###### イ 具体的な取組

###### (ア) 6次産業化に取り組む農業者等の育成

農業者等が経営段階に応じて6次産業化に取り組めるよう、専門家による高度なアドバイスが受けられるよう支援します。

###### (イ) 加工食品の開発に取り組む農業者等への技術的支援

加工食品の開発に取り組む農業者等に技術的な支援を行うため、普及指導員などによる加工技術指導・支援のほか、必要となる機械・施設等の整備を支援します。

##### 2 地域資源を活用した6次産業化の推進

###### ア 取組の方向性

地域資源を生かした商品開発を推進し、地域の経済の活性化につなげるため、売れるものづくりを支援するとともに、他業種との連携による販路拡大の取組を支援します。

## イ 具体的な取組

### (ア) 地域資源を活用した商品開発・販路開拓の推進

地域資源を活用した商品開発、販路開拓など売れるものづくりへの多様な支援を行うとともに、直売所や農業体験施設等での提供による地域の活性化を推進します。

### (イ) 様々な業種と連携した6次産業化や農商工連携の推進

流通体制の強化と販路拡大を図るため、商談会を活用した多様な販売チャネルの開拓や産業振興センター等との連携により、食品の流通加工業者等との農商工連携はもとより、医食農連携など様々な業種との連携を支援します。

また、6次産業化の取組の規模拡大を図るため、成長産業化ファンドの活用を支援します。

## 3 未利用資源や再生可能エネルギーの活用による地域の活性化

### ア 取組の方向性

6次産業化の範囲を広げ、地域の活性化につなげるため、未利用資源や近年注目が集まっている再生可能エネルギーの活用が促進されるよう支援します。

## イ 具体的な取組

### (ア) 農村への太陽光発電等の導入

地域のエネルギーの安定供給と利益の還元による地域活性化を図るため、未利用地などの農村の資源を積極的に活用し、太陽光発電等の導入を推進します。

### (イ) 食品残渣の利用促進

家畜の飼料価格が高騰する中、生産コストの低減を図るため、食品残渣等の飼料化(エコフィード)等による利用を促進します。

## [ 主な事業 ]

- 経営体の経営多角化による収益の向上に向けた支援
- 民間商談会への出展支援
- 農産物の地域ブランド化の推進
- 農業と食品産業との農商工連携の促進
- グリーン・ブルーツーリズムの推進
- 農村への太陽光発電の導入
- エコフィードの利用促進

## 【達成指標】

項 目	現 状 (年度)	目 標 (H29年度)
販売額(販売単価)が向上した地域ブランド特産品の数(累計)	2アイテム (H25)	3アイテム
6次産業化法の認定件数	3件 (H25)	5件

## ⑦【食の安全・安心】

### 消費者に信頼される環境にやさしく、安全・安心な農産物生産

#### [ 現状認識 ]

農業の持続的発展を図るためには、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷を軽減し、消費者の求める新鮮で安全・安心な農産物を供給することが重要であり、千葉県独自の認証制度である「ちばエコ農業」や国の制度の「エコファーマー」など環境にやさしい農業を推進しているところです。

平成24年の「ちばエコ農産物」計画認証面積は1,018ha(H25は971ha)で、県全体の24%を占め県内最大の取組で、うち野菜が73%を占めています。しかしながら、施設野菜での栽培の困難、販売面でのメリット低下、流通上の課題などから近年減少傾向にあります。

また、環境への関心が高まる中、肥料等の過剰な施用による地下水等への環境負荷や農薬飛散や誤使用のないよう肥料及び農薬の適正使用に一層取り組む必要があります。

食の安全・安心については、食品表示の偽装等が問題になる中、JAS法や米トレーサビリティ法に基づく表示の適正化を推進するとともに、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原発事故の対応として農産物放射性物質検査を実施し、安全性の確保に努めています。

また、自らが食の安全性など食に関する適切な判断力を養えるよう食育を推進することが重要となっています。

#### [ 主な取組 ]

### 1 環境にやさしい農業の面的な取組拡大

#### ア 取組の方向性

地域農業の持続的発展を図るため、千葉県独自の認証制度で、化学合成農薬と化学肥料を通常の1/2以下に減らす「ちばエコ農業」を中心に各種制度を活用して、環境にやさしい農業を推進します。特に、新規の取組や産地規模での取組に対して、経営・技術面の支援や産地の取組情報の発信などにより取組拡大を推進します。

#### イ 具体的な取組

##### (ア) 各種制度の効果的な活用による「環境にやさしい農業」の取組拡大

「ちばエコ農業」、「エコファーマー」、「環境保全型農業直接支援対策」など環境にやさしい農業の各種制度の活用を推進するとともに、産地での取組強化を図るため、「エコファーマー」や「ちばエコ農業」へステップアップを目指す産地に対する条件整備を支援します。また、生産工程管理手法(GAP)の導入支援や有機農業の取組を支援し、安全・安心対策の強化を推進します。

##### (イ) 経営面の課題や品目に応じた技術の導入推進

新技術の導入により「環境にやさしい農業」の取り組む産地の拡大を図るため、総合的病害虫・雑草防除管理(IPM)技術による病害虫対策と化学合成農薬の低減技

術、土づくりを基本に省力技術と組み合わせた化学肥料の低減技術など栽培技術の普及を図ります。また、新技術導入のための機械・施設及び資材導入を支援します。

#### (ウ) 消費者から産地の顔が見える情報発信

「ちばエコ農業」などの環境にやさしい農業の認知度向上を図るため、県ホームページ等を活用して産地情報や販売協力店情報の発信、及び各種イベントを通じたPR活動を推進します。

## 2 肥料・農薬等の適正使用の推進

### ア 取組の方向性

安全・安心な農産物を供給するため、農薬使用者に対する安全使用や適正な管理が徹底されるよう立入検査や指導等を行うとともに、農業の持続的発展と環境負荷低減のために、施肥基準に基づく適正施肥の施用を推進します。また、病害虫の発生予察等をもとに適正な防除指導を推進します。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 農薬安全使用・リスク管理の推進

全県的な農薬危害防止運動期間において、農薬使用に係る啓発資料等の配布や農薬安全・適正使用研修会等により、集中的に啓発活動を展開します。また、農薬の安全使用を徹底するため、JA系統及び系統外の農薬使用者への立入検査・指導を実施するとともに、農産物の安全性を確認するため、農林総合研究センターと連携し、残留農薬等検査を推進します。

#### (イ) 土壤保全・省資源型施肥体系の推進

過剰な施肥はコスト面のデメリットだけでなく環境に大きな負荷を与えることから適正施肥を推進するため、土壤診断を継続的に実施し、その結果を施肥改善や土づくりに活用します。

#### (ウ) 植物防疫対策の推進

病害虫の適正防除のため、発生予察等の情報提供を行うとともに、病害虫雑草防除指針に基づき、農業者等への指導を行います。また、新たな難防除病害虫等の発生・拡大を防ぎます。

## 3 農産物などの食品表示等の適正化の推進

### ア 取組の方向性

食品表示に対する消費者の信頼を確保するため、JAS法に基づき食品販売店等への巡回調査を実施するとともに、落花生等特産品のDNA分析を推進し、食品表示の適正化を推進します。

また、米・米加工品や飼料用米等の適正な流通を確保するため、米トレーサビリティ法及び食糧法に基づき巡回調査等を実施するとともに、法の周知・徹底を図ります。



## イ 具体的な取組

### (ア) JAS法に基づく食品表示の適正化の推進

食品表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品販売店等を対象とした巡回調査を実施し、啓発・指導を行うとともに、特産品等のDNA分析や問合せ相談に対応し、食品表示の適正化を推進します。また、直売所や6次化に取り組む農業者団体等を対象に研修を行うなど表示指導を徹底します。

### (イ) 米トレーサビリティ法及び食糧法に基づく米穀等取引の適正化の推進

米、米加工品の適正な流通を確保するため、米穀事業者等を対象に巡回調査等を実施するとともに、食用以外の用途限定米の流通の適正化を図るため、飼料用米等生産者に対して立入検査を実施し、併せて、法の周知・徹底を図ります。

## 4 農産物の放射性物質対策の徹底

### ア 取組の方向性

農産物の安全性を確認し、流通の円滑化を図るため、放射性物質検査を推進するとともに、検査の結果は速やかに公表し、風評被害の防止に努めます。

## イ 具体的な取組

### (ア) 農産物

風評被害防止と消費者の信頼確保を図るため、市及びJA等との連携のもと、放射性物質検査を推進し、迅速な検査結果の公表に努めます。

### (イ) 畜産物

畜産物の安全性と信頼性を確保するため、放射性物質検査を推進し、検査結果を公表するとともに、飼料給与を含めた飼育管理状況の確認を行います。

### (ウ) 林産物

特用林産物の安全性と信頼性を確保するため、放射性物質検査を推進し、迅速に検査結果を講評するとともに、生産者の出荷状況の把握に努めます。

## 5 食育の推進

### ア 取組の方向性

偏った食生活や食の安全性などが問題となる中、「食」に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することが求められています。このため、平成25年1月に策定した第2次千葉県食育推進計画に基づき、「『ちばの恵み』を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を目指します。

また、地域における食育を効果的に展開するため、食育ボランティアや関係機関の連携と協力のもと食育を推進するとともに、直売所や農業体験施設等の活動促進、都市農村交流の促進、学校教育での栽培体験等により、農業理解の促進を図ります。

## イ 具体的な取組

### (ア) ちばの食育を進める環境づくり

食生活向上を図るため、ちば食育ボランティア、ちば食育サポート企業、農業、教育、健康福祉等の関係機関等の連携と協力のもと、幅広い県民運動として食育活動を推進します。また、より地域に根ざした食育を推進するため、市食育推進計画策定（匠瑛市策定済）とこれに基づく食育の取組について支援します。

### (イ) 地域の農業や食に触れる機会の拡大

直売所や農業体験施設等の利用拡大、都市農村交流の促進及びちば食育ボランティア等の食育活動を通して、地場産物の魅力や地産地消の良さ、地域の食文化や食と農のつながりなど農業理解の促進を図ります。また、学校給食での地場農産物の活用を促進するとともに、食育ボランティア及び学校教育と連携した農作物栽培体験等により子供達への食育を推進します。

## [ 主な事業 ]

- ちばエコ農業推進事業
- エコファーマーの認定推進
- 環境保全型農業直接支援対策の推進
- 環境にやさしい農業の推進
- 肥料・農薬等の適正使用の推進
- 植物防疫対策の推進
- 食品表示の適正化の推進
- 米・米加工品の取引記録の作成・保存及び産地伝達の適正化
- 用途限定米の流通の適正化の推進
- 放射性物質検査による安全な農林産物の供給
- 食育の推進

## 【達成指標】

項 目	現 状 (年度)	目 標 (H29年度)
ちばエコ農産物栽培計画認証面積	971ha (H25)	1,000ha
農薬使用者立入検査の不適正割合	26% (H24)	10%以下
JAS法不適正表示率	21% (H24)	10%以下
ちば食育ボランティアの活動回数(延べ)	159回/年 (H24)	165回/年

## ⑧【農村の活性化】

### 地域資源の活用と多面的機能の維持向上による農村の活性化

#### [ 現状認識 ]

農村は、豊かな自然環境に恵まれ、食料の供給だけでなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など多面的機能を有しています。

また、都市と農村との交流拠点となる直売所や農業体験施設等は、消費者が農村の魅力に直接触れ合い、農業への理解を深めることができる貴重な場となっています。

しかしながら、農村においては、人口の減少や高齢化の進展による集落機能の低下、就業機会や農業所得の減少、耕作放棄地や荒廃森林の増加、さらに、有害鳥獣による農作物等の被害が拡大するなどの課題を抱えています。

このような中、緑豊かで活力のある農村を実現するためには、地域資源を活用した都市住民との交流の促進や地域活動による用排水施設管理など多面的機能の維持向上の取組が必要となっています。

#### [ 主な取組 ]

##### 1 農村の活性化に向けた地域資源の活用

###### ア 取組の方向性

農村の有する豊かで特色ある地域資源を活用した6次産業化等の取組など、多様な担い手による多角的な活動に対して支援するとともに、直売所や農業体験施設等の交流の核となる拠点施設の魅力向上と情報発信により、都市と農村との交流を促進し、農村の活性化を推進します。

###### イ 具体的な取組

###### (ア) 地域資源を活用した6次産業化等の推進

農産物の高付加価値化や農業者の所得の向上のため、地域資源を生かした6次産業化や農商工連携、及び経営の多角化の取組を支援します。また、高齢者・女性や小規模農家が農業生産に取り組めるよう直売所や集落営農組織等との活動と連携し、加工品開発や新品目導入などの取組を支援します。

###### (イ) 都市と農村との交流の促進

都市住民に対して農村の魅力をPRするため、農産物直売所や農業体験施設等の積極的な情報発信を行うとともに、都市と農村との交流拠点の魅力を向上させるための交流拠点施設の整備と都市住民との交流活動を支援します。また、消費者と生産者の結びつきの強化を図るため、農業体験や市民農園等の交流活動を通じて「食」と「農」の理解を促進します。

## 2 多様な人々の参画による農村の多面的機能の維持向上

### ア 取組の方向性

農村地域の持つ多面的機能を維持・発揮するため、農業者だけでなく地域住民など多様な人々の参画により、農村資源の保全・伝承等の取組を行う地域活動や農業者等の生産活動継続等の取組を支援します。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 農業者等が行う農村の多面的機能の保全・向上

農業の持続的発展と農地・農村の持つ多面的機能の維持・向上のため、農業者等地域住民が行う農地・農業用水の良好な保全と質的向上を図る活動や適切な農業生産活動を行う農業者等を支援します。

#### [ 主な事業 ]

- グリーン・ブルーツーリズムの推進
- ちば6次産業化ネットワーク活動の推進
- 経営体の経営多角化による収益の向上に向けた支援
- 農業と食品産業との農商工連携の促進
- 市民農園の整備に向けた支援
- 営農・集落機能の維持・保全のための組織活動の推進
- 農地・農業用水等の保全・向上を図るための地域活動への支援

#### 【達成指標】

項 目	現 状 (年度)	目 標 (H29年度)
直売所利用者(購入者)数	84.5万人 (H24)	100万人
ちば直売所フェア参加店舗数	8店舗 (H25)	10店舗
農地・水保全管理支払交付金事業の対象面積	1,874ha (H25)	2,000ha

## ⑨【担い手育成】

### 地域農業を支える多様で経営感覚に優れる担い手の育成

#### [ 現状認識 ]

平成22年の管内の農業従事者数は15,896人、農業を主とする基幹的農業従事者は10,194人で10年前の73%と89%にそれぞれ減少しています。基幹的農業従事者の65歳以上割合は40%で、10年間で13ポイント増加するなど高齢化が進んでいますが、県平均57%を下回り、県内では最も低い割合です。一方、49歳以下の23%は、県平均13%を上回り、県内では最も高い割合になっています。

このように、担い手不足や高齢化が進む中、将来の地域農業や集落を担う担い手の育成・確保が急務であり、担い手の経営基盤の強化を加速化する必要があります。

また、新規就農者は334名（過去10年・前方針315名）で、新規学卒就農者が42%、その他の帰農者（Uターン青年）58%で、新規学卒の内訳は、高卒・短大卒がそれぞれ38%、大卒が17%、その他が7%となっています。農外からの新規参入者は、農地の確保や就農後の安定収入などが課題となっていますが、平成24年度開始の青年就農給付金事業により新規参入が促進されています。

女性起業家の経営体は31組織あり、加工品等の商品開発による販路拡大が進められていますが、高齢化が課題となっています。一方、農産物直売所(9)やインショップ(1)、イチゴや梨等の観光もぎ取り園などの取組も増加しています。

また、女性団体等においては、農業・農村男女共同参画の推進や農村文化の伝承などにおいて、女性の主体的な社会参画を目指した活動が推進されています。

農業者の高齢化や農家の減少が進む中、地域農業や集落機能を維持するための一つである集落営農組織は48組織あり、全国的に集落営農の取組が進められています。一方、小規模農家が地域で営農を継続できることも集落機能を支える上で重要となっています。

農作業中の死亡事故は、管内でも年間数件発生しており、特に、高齢者が多いことから、高齢者を中心に農作業安全の啓発の取組強化が必要となっています。

#### [ 主な取組 ]

##### 1 農業の新たな担い手の確保・育成

###### ア 取組の方向性

県立農業大学校や農業高校等と連携して、優れた農業後継者の育成・確保を推進するとともに、市町村や関係団体等と連携し、就農相談から技術習得、農地の確保や就農定着までの一連の支援により、新規就農希望者の円滑な就農を促進します。

###### イ 具体的な取組

###### (ア) 新規就農希望者の就農・定着支援

農家後継者や農業に関心のある青年等に対し、就農の相談に応じ、就農支援策や農業の雇用情報等の提供から、農業の技術習得や農地の確保、資金導入や法

人等への就職など就農に向けての支援を行います。

また、就農前後の青年就農給付金の活用や就農希望者に対する研修支援、就農後のセミナー等により、農業者として早期に自立できるよう支援します。

#### (イ) 企業等の農業参入支援

地域の担い手の一形態として期待できる企業等の農業参入を促進するため、関係機関と連携し、地域農業の維持・発展に寄与する地域に根ざした法人組織が設立され、活動ができるよう支援します。

## 2 地域農業を牽引する企業的経営体の育成

### ア 取組の方向性

産地や地域を牽引する経営感覚に優れた経営体を育成するため、収益力向上等の経営改善に取り組む農業者を支援し、必要な資金借入や技術、雇用、機械等の経営基盤の充実、法人化や経営継承の円滑化などを支援します。

また、女性の経営参画及び社会参画を推進し、女性の担い手を育成します。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 企業的経営体の育成

アグリトップランナー<sup>※</sup>等の経営体を育成するため、信用力の強化や経営管理能力の向上等、経営体質強化となる法人化を推進するとともに、所得向上を目指す農業者に対しては、経営の多角化や規模拡大等の経営改善の取組とこれに必要な機械設備の整備等を支援します。

また、経営合理化や労力補完につながる農作業受委託の取組を推進するため、コントラクター組織の設立や機械設備の整備等を支援します。

※アグリトップランナー：販売額3,000万円以上の企業的経営体

#### (イ) 担い手の経営発展支援と生産組織の発展支援

青年農業者や認定農業者等に対し、それぞれの経営課題に応じた段階的、体系的な支援を行うとともに、農業士・指導農業士等の組織活動及び生産者により組織された生産部会や農業法人等の多様な生産組織の活動支援を通じて、ニーズに対応できる産地育成と経営感覚に優れた担い手の育成を推進します。

また、女性農業者の組織活動の活性化やリーダーの育成、女性起業活動等の組織的な展開などを支援し、女性農業者の経営参画・社会参画を推進します。

#### (ウ) 新技術の実証・改良による導入支援

新たな栽培技術や新品目の栽培技術等について、本地域で実際に活用できるよう実証や改良に取り組み、品質・生産性の向上による経営の安定化を推進します。

### 3 地域農業を支える集落営農組織の育成

#### ア 取組の方向性

担い手の減少と高齢化が進む農村集落では、集落機能の低下とともに、生産力の低下や農地の持つ多面的機能の低下が危惧されることから、集落ぐるみで行う集落機能の維持・保全活動と組織で営農活動を行う集落営農組織の設立と育成を進めます。

#### イ 具体的な取組

##### (ア) 集落営農の推進

集落における集落機能の維持や環境保全活動の取組を支援するとともに、機械施設等の共同利用や農地利用調整等の合意形成が進む集落に対して、集落営農組織の設立及び育成を重点的に推進します。

##### (イ) 高齢者や小規模農家の活動支援

高齢者・女性や小規模農家が生きがいを持って農業生産に取り組めるよう直売所活動や集落営農組織の活動等と連携した取組を支援します。

### 4 農地の効率的利用等の促進

#### ア 取組の方向性

担い手が効率的かつ安定的な農業経営が営めるよう県農地中間管理機構や市町村段階の農地利用集積円滑化団体の連携のもと、「人・農地プラン」に基づく担い手への農地の利用集積を促進します。また、基盤整備を実施する地区においては、基盤整備を契機として地区内農家の合意形成により、担い手への農地利用集積を推進します。

さらに、農業生産の基礎資源である優良農地の確保とともに、農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整して、農地の合理的利用を推進します。

#### イ 具体的な取組

##### (ア) 農地利用集積の促進

県農地中間管理機構を中心として関係団体が連携し、国交付金制度を活用した農地の利用調整活動により、「人・農地プラン」の実現による、地域の中心的経営体への農地利用集積を促進します。

##### (イ) 基盤整備事業地区における担い手への農地集積

担い手の農業生産効率の向上により、効率的かつ安定的な農業経営が営めるよう基盤整備事業地区における農家の合意形成による農地利用集積を促進します。

##### (ウ) 優良農地の確保と農地の有効利用

優良農地の確保と農地の合理的利用を図るため、農地の農業及び農業以外の土地利用関係を調整する市農業振興地域整備計画の管理・見直し及び農地法に基づく農地転用許可業務等を適正に実施します。

## 5 農作業安全

### ア 取組の方向性

農作業を安全に行い、事故を防止するため、農作業の安全に関する研修・講習会等の参加を推進するとともに、安全意識の高揚など農作業安全に関する普及、啓発、指導等の対策を推進します。

### イ 具体的な取組

農作業事故を防止するため、新規就農者等の担い手が農業機械の基本操作、点検整備や安全知識を習得するため、トラクター基本研修などの各種研修の受講を推進します。また、安全意識を高めるため、農作業事故ゼロ推進研修会への参加促進や「農作業安全月間」などでの啓発活動を実施します。

### [ 主な事業 ]

- 新規就農のサポート(就農啓発、就農相談、技術研修など総合的な就農支援)
- 青年の就農意欲の喚起及び就農者の定着促進(研修時及び経営開始直後の給付金)
- 各種農業制度資金の活用促進
- 経営改善及び発展に必要な機械施設の整備支援
- 就農直後から企業的経営体まで、発展段階に応じた栽培・経営技術の支援
- 農業における女性活動の促進
- 新技術の導入から普及定着の支援
- 営農・集落機能の維持・保全のための組織活動の推進
- 農地中間管理機構の体制強化
- 担い手に対する農地利用集積の推進
- 水田の大区画化など基盤整備の推進
- 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適正な執行
- 農作業安全の意識向上を図るための啓発活動

### 【達成指標】

項 目	現 状 (年度)	目 標 (H29年度)
新規就農者数(4年累計)	48名 (H24)	160名
青年就農給付金給付者数 (経営開始型4年累計)	3名 (H25)	30名
6次産業化法の認定件数	3件 (H25)	5件
女性起業家数(グループを含む)	31経営体 (H24)	35経営体
集落営農組織数	48組織 (H24)	61組織
担い手の経営耕地面積が農用地面積に占める割合	46.2% (H24)	60%



## ⑩【基盤整備の促進】

### 基盤整備の促進による効率的な営農展開と農村環境の整備

#### [ 現状認識 ]

平成 25 年度現在の管内の基盤整備率<sup>\*</sup>は水田で 57.2%、畑で 42.5%で、現在4地区(566ha)ではほ場整備事業の農地整備が進行中です。今後も効率的な営農やコスト削減が可能な、大型機械が利用できるほ場の整備を計画的に進める必要があります。

主な用水は、国営大利根用水事業で昭和 45 年から平成 4 年に造成され、干潟耕地と九十九里海岸平野部を潤しています。畑地帯では、水資源機構営の東総用水事業で造成された用水施設で畑を中心に灌がいされています。これら、国営施設に続く末端ほ場へは県営、団体営の土地改良事業により用水施設網が整備されています。しかし、築造から 30 年以上経た施設も多く、長寿命化対策の必要性が増しています。

排水の状況は、昭和 45 年からの国営大利根用水事業で大布川、新堀川等の主要一般河川(2級河川新川上流含む)の改修が実施され、中小の河川は県営大利根地区にて整備されました。また、海岸付近の主要河川には湛水防除事業で5ヶ所の排水機場が整備されています。これらの施設についても築後 30 年以上経過し、長寿命化対策の必要性が増しています。

流通の合理化と農村の生活向上を目的とした農道の整備は、広域農道東総地区や一般農道、ほ場整備事業等により整備されてきましたが、銚子市、旭市、東庄町にまたがる台地上の畑地帯では、谷津田で形成される谷に分断され、流通に課題があることから、広域農道東総台地地区により整備が進められており、早期の供用開始が求められています。

<sup>\*</sup>基盤整備率:基盤整備とは水田で 30a 区画以上、畑で整形ほ場で、農振農用地面積に対する割合

#### [ 主な取組 ]

##### 1 ほ場整備の推進

###### ア 取組の方向性

地域の中心となる担い手への農地集積を加速化し、低コストで生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用が可能となるほ場整備を推進します。

###### イ 具体的な取組

###### (ア) ほ場整備の推進と担い手への農地集積

ほ場の区画整理を行い、大区画化や暗渠排水の整備を推進するとともに、担い手への農地集積を進めます。

## 2 農業水利施設の長寿命化対策の推進

### ア 取組の方向性

農業水利施設の劣化状況を把握するための機能診断を実施し、施設の機能を保全する計画を立てた上で、計画的な補修及び更新を行うことにより、安定した農業用水を確保し、食糧の安定供給を図ります。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 農業水利施設の機能診断の実施

地域農業への影響が大きな受益100ヘクタール以上の基幹的な農業水利施設のうち、整備が必要な施設については、詳細な機能診断を実施して老朽化状況を把握した上で、計画的な補修や更新整備を行うための保全計画を策定します。

#### (イ) 長寿命化対策工事の実施

策定された保全計画に基づき、計画的に対策工事を実施します。

## 3 農村における防災・減災対策の推進

### ア 取組の方向性

災害に強い農業農村を構築するため、ため池については一斉点検による老朽化の把握や、耐震性点検調査を実施し、ため池の計画的な整備を進めます。

また、立地条件(沈下)や社会条件(開発)等の変化により、排水機能が低下した区域の排水対策を進めます。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 耐震点検調査

地震時における安全性を確保するため、農業用のため池などの耐震性の点検調査を実施します。

#### (イ) 排水対策等の強化

地盤沈下のような立地条件の悪化や都市開発などの社会条件の変化による排水量の増大に対応できるよう、農業用ポンプや排水路などの機能の強化を図ります。

また、ため池については老朽化などの状況を把握した上で、地震等の災害に強いため池の整備を進めます。

### [ 主な事業 ]

- 水田の大区画化など基盤整備の推進
- 農業水利施設の長寿命化
- 畑地かんがい施設の整備
- 農地防災施設等の耐震点検調査
- 農地防災施設の整備

**【達成指標】**

項 目	現状 (H25年度)	目標 (H29年度)
水田の基盤整備率	57.2% (H25)	61.0%
大区画ほ場面積(1ha以上)	810ha (H25)	951ha
基幹水利施設の機能診断及び保全計画の策定割合	6施設 (H25)	8施設
長寿命化対策事業の実施状況	3施設 (H25)	6施設

## ⑪【耕作放棄地・有害鳥獣対策】

### 地域ぐるみで取り組む耕作放棄地の解消と有害鳥獣被害防止対策の推進

#### [ 現状認識 ]

農業者の減少・高齢化により、耕作放棄地の増加が全国的に問題となる中、平成25年の管内の耕作放棄地面積(荒廃農地)は825haと多く、特に、谷津田などの条件の悪い農地において耕作放棄される場合が多く、再生利用も進まない傾向にあります。

耕作放棄地対策については、再生による解消対策のほか、一度発生すると再生が困難となるため、発生を未然に防ぐ地域ぐるみでの発生抑制の取組、地域の立地条件に応じた基盤整備及び担い手への農地集積による農地の有効利用などを推進する必要があります。

また、平成24年の有害鳥獣による農作物の被害金額はカラス、スズメ等の鳥害を主にタヌキ、ハクビシンの被害で約2,350万円となっています。特に、県南部等で問題となっているイノシシ被害については、本地域でもイノシシが目撃されており、被害発生が懸念されます。

近年の鳥獣被害の要因としては、狩猟者の減少、耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化に伴う集落活動の低下等により、鳥獣の生息地域の拡大があげられています。

有害鳥獣対策については、捕獲活動の更なる強化、地域の指導者の育成、防護方法の普及等を図ることが必要となっています。

#### [ 主な取組 ]

### 1 耕作放棄地に対する総合的な対策の推進

#### ア 取組の方向性

耕作放棄地の対策については、発生抑制と解消・活用の2つの視点で取り組みます。発生抑制対策としては、地域ぐるみでの農地の保全管理活動や担い手への農地集積などを促進します。

解消・活用対策としては、担い手による耕作放棄地の再生利用への支援や農地の条件整備への支援とともに、農業者はもとより市民活動団体など多様な担い手への農地集積により、耕作放棄地の有効利用を促進します。

#### イ 具体的な取組

#### 【発生抑制対策】

##### (ア) 地域ぐるみで行う耕作放棄地の発生抑制のための保全活動の促進

草刈りや水路清掃、景観維持などの農村資源を保全する活動を通じて、耕作放棄地の発生抑制を図ります。

##### (イ) 農地集積機能の強化による耕作放棄地の発生抑制

農地中間管理機構の仕組みを活用するなど、耕作放棄地となるおそれのある農地について、担い手へ集積し、農地としての有効活用を推進します。

### (ウ) 農業者・土地持ち非農家への啓発活動による耕作放棄地の発生抑制

耕作できない農業者や土地持ち非農家に対し、担い手への農地集積や耕作放棄地問題の啓発活動により、耕作放棄地の発生抑制に取り組みます。

## 【解消・活用対策】

### (ア) 耕作放棄地解消及び再生の推進

耕作放棄地の活用を図るため、農業者団体や市民活動団体などの多様な主体が行う地域の合意形成のための取組を推進するとともに、担い手が行う再生作業や労働力が不足する集落での住民ボランティアによる解消作業の活動等を支援します。

また、農業委員会との連携の強化のもと、農地法に基づく遊休農地に対する指導が適正に行われるよう推進します。

### (イ) 収益性の向上と新たな担い手の確保による耕作放棄地の活用

耕作放棄地を活用して、規模拡大による農業経営の発展を目指す農業者の取組に対して支援します。また、新たな担い手となる新規就農・企業参入・集落営農などの育成・確保と合わせて耕作放棄地の活用を促進します。さらに、農地中間管理機構の仕組みを活用して、耕作放棄地の条件整備と担い手への集積を推進します。

## 2 有害鳥獣被害に対する防止対策の推進

### ア 取組の方向性

平成20年3月に設置した「海匠地域野生鳥獣対策連絡会議」を核として、情報の収集と共有化を図るとともに、防護、捕獲等の総合的な対策を推進します。また、集落ぐるみでの防護・捕獲の取組に対して支援し、有害鳥獣による農作物被害の軽減を目指します。

### イ 具体的な取組

#### (ア) 防護プロジェクトの推進

有害鳥獣の被害を軽減するため、防護方法の普及を推進します。

#### (イ) 捕獲プロジェクトの推進

有害鳥獣の捕獲を強化するため、各市猟友会等と連携して捕獲体制の確立を図るとともに捕獲方法の普及を推進します。

#### (ウ) 生息環境整備プロジェクトの推進

有害鳥獣の発生・拡大を防ぐため、生息地となりやすい耕作放棄地や荒廃森林の解消など生息環境の整備を集落ぐるみで行う取組を推進します。

[ 主な事業 ]

(耕作放棄地対策)

- 地域ぐるみで行う耕作放棄地の発生抑制のための保全活動の促進
- 多様な主体が行う耕作放棄地の活用に向けた取組の促進
- 耕作放棄地の再生を行う引き受け手に対する支援
- 農地中間管理機構の体制強化
- 基盤整備の推進

(有害鳥獣対策)

- イノシシ等有害鳥獣の被害防止対策への支援
- 狩猟の担い手確保・捕獲体制の調整に対する支援
- 徹底駆除を目的に集落ぐるみで捕獲・防護を行う取組の促進

【達成指標】

項 目	現状 (年度)	目標 (H29年度)
耕作放棄地(荒廃農地)の面積	825ha (H25)	800ha
有害鳥獣による農作物被害軽減	23, 486千円 (H24)	22, 000千円

## 5 指標一覧

分野	項目	現状(年度)	目標(H29年度)
園芸	野菜指定産地面積	3,605ha (H24)	3,630ha
	産地活性化計画策定産地品目数	3品目 (H25)	4品目
	野菜指定産地(指定団体)における加工・業務向け出荷量	5,678トン (H24)	10,000トン
	ビニールハウス等施設を4年間で整備する面積(補助事業で整備する面積)(累計)	2.75ha (H25)	8ha
	集出荷貯蔵施設を4年間で整備・再整備する数(累計)	1施設 (H24)	2施設
	園芸用廃プラスチック適正処理量	640トン (H24)	700トン
農産	「ふさおとめ」「ふさこがね」の作付割合	39.2% (H25)	45%
	乾燥調製施設の新規導入及び機能強化の累計件数(4年間)	1施設 (H25)	1施設
	土地利用型集落営農組織数	34組織 (H24)	36組織
	飼料用米・WCS用稲の作付面積	228ha (H25)	320ha
畜産	畜産講習会、共進会等開催回数	5回 (H24)	5回
	飼料用米・WCS用稲の作付面積	228ha (H25)	320ha
	家畜排せつ物処理施設の導入件数(4年間)	5件 (H25)	20件
	堆肥ネットワーク登録数	64件 (H24)	76件
森林 林業	森林整備面積	26ha (H24)	55ha
	企業や団体等による森林整備面積(累計)	4.0ha (H24)	7.0ha
	海岸県有保有林の砂丘造成延長(累計)	0.4km (H24)	5.7km(H27)
	海岸県有保有林の整備面積(累計)	5.3ha (H24)	50.4ha
販売 促進 輸出 拡大	関係機関と連携した販促活動実施回数	19回 (H25)	19回
	ちば食育ボランティアの活動回数(年間延べ)	159回 (H24)	165回
	野菜指定産地(指定団体)における加工・業務向け出荷量	5,678トン (H24)	10,000トン
	販売額(販売単価)が向上した地域ブランド特産品の数(累計)	2アイテム (H25)	3アイテム
6次 産業 化	6次産業化法の認定件数	3件 (H25)	5件
	輸出促進事業に取り組む延団体数(累計)	4団体 (H25)	5団体
	6次産業化法の認定件数	3団体 (H25)	5団体
	販売額(販売単価)が向上した地域ブランド特産品の数(累計)	2アイテム (H25)	3アイテム

分野	項目	現状(年度)	目標(H29年度)
食の安全・安心	ちばエコ農産物栽培計画認証面積	971ha (H25)	1,000ha
	農薬使用者立入検査の不適正割合	26% (H24)	10%以下
	JAS法不適正表示率	21% (H24)	10%以下
	ちば食育ボランティアの活動回数(延べ)	159回/年 (H24)	165回/年
農村の活性化	直売所利用者(購入者)数	84.5万人 (H24)	100万人
	ちば直売所フェア参加店舗数	8店舗 (H25)	10店舗
	農地・水保全管理支払交付金事業の対象面積	1,874ha (H25)	2,000ha
担い手育成	新規就農者数(4年累計)	48名 (H24)	160名
	青年就農給付金給付者数(経営開始型 4年累計)	3名 (H25)	30名
	6次産業化法の認定件数	3件 (H25)	5件
	女性起業家数(グループを含む)	31経営体 (H24)	35経営体
	集落営農組織数	48組織 (H24)	61組織
	担い手の経営耕地面積が農用地面積に占める割合	46.2% (H24)	60%
基盤整備の促進	水田の基盤整備率	57.2% (H25)	61.0%
	大区画ほ場面積(1ha以上)	810ha (H25)	951ha
	基幹水利施設の機能診断及び保全計画の策定割合	6施設 (H25)	8施設
	長寿命化対策事業の実施状況	3施設 (H25)	6施設
耕作放棄地・有害鳥獣対策	耕作放棄地(荒廃農地)の面積	825ha (H25)	800ha
	有害鳥獣による農作物被害軽減	23,486千円 (H24)	22,000千円



(参考)

## 第3次海匠地域農林業振興方針 指標の達成状況

指標名	単位	現 状		目標又は目安		達成状況		達成率
			年度		年度		年度	達成/目標
野菜指定産地の産地数	産地	14	20	14	25	14	24	100%
野菜指定産地の面積	ha	3,619	20	3,619	25	3,619	24	100%
基盤整備面積	ha	1,209	21	1,429	25	1,374	25	96%
経営体育成基盤整備事業実施地区における担い手経営面積	ha	482.1	21	533	25	544	24	102%
指導農業士認証者数	人	97	20	112	25	113	25	101%
農業士認証者数	人	136	20	155	25	146	25	94%
女性農業士等認証者数	人	12	20	18	25	13	25	72%
認定農業者の認定	人	1,040	20	2,000	25	1,695	24	85%
女性認定農業者数	人	37	21	55	25	44	24	80%
家族経営協定の締結数	戸	215	20	315	25	350	24	111%
女性起業のネットワーク組織	組織	0	20	1	25	1	25	100%
農用地利用集積率〔作業受委託含〕	%	9.9	21	10.7	25	12.4%	25.9月	116%
新規就農者数	人/年	15	21	67(4年間)	25	167(4年間)	25	249%
農業経営体育成セミナー総合研修修了者	人	20	20	80	25	55(4年間)	25	69%
指導林家・林業士の認定	人	3	20	5	25	3	25	60%
エコファーマーの認定	人	500	20	620	25	240	24	39%
ちばエコ農産物品目	品目	36	20	38	25	35	25	92%
ちばエコ農産物栽培面積	ha	1,067	20	1,100	25	971	25	88%
ちばエコ農産物販売協力店数	店	18	20	20	25	10	25	50%
JAS法に基づく品質表示巡回指導	店舗/年	110	20	110	25	73	22~25 平均	66%
管内3市の食育推進計画の策定	市	0	20	3	25	1	25	33%
森林ボランティア	人	220	20	250	25	220	24	88%
里山等の整備	ha	3	20	5	25	6	25	120%
里山情報バンクへの登録	件	4	20	6	25	5	24	83%
森林施業計画の推進	ha	5	20	20	25	15	24	75%
森林・林業教室	回	3	20	6	25	6	25	100%
サンプスギ林再生事業面積	ha	2	20	4	25	2	24	50%
市町村の公共建築物等における木材利用促進方針の策定	市	0	22	1	25	1	25	100%
畜産講習会、共進会等開催回数	回	5	20	5	25	5	25	100%
家畜排せつ物処理施設の導入(補助事業導入件数)	集団	1	21	8(4年間)	25	12	25	150%
堆肥成分の分析	件	10	21	37(4年間)	25	23(4年間)	25	62%
園芸用廃プラスチック処理量	t/年	637	20	650	25	640	24	98%

※H25は見込値を含む

## 海匝地域農林業の主要データ

項目	年	銚子市	旭市	匝瑳市	海匝地域	千葉県	海匝割合	県内順位
世帯数(戸)	H25	26,706	23,476	13,070	63,252	2,551,024	2.5%	6
人口(人)	H25	67,491	68,042	38,786	174,319	6,191,228	2.8%	6
農家数(戸)	H22	1,233	2,829	2,346	6,408	73,716	8.7%	8
販売農家数(戸)	H22	1,100	2,519	1,958	5,577	54,462	10.2%	4
専業農家	H22	600	843	405	1,848	14,075	13.1%	2
第一種兼業農家	H22	349	729	461	1,539	10,269	15.0%	2
第二種兼業農家	H22	151	947	1,092	2,190	30,118	7.3%	9
自給的農家	H22	133	310	388	831	19,254	4.3%	10
専業農家率(%)	H22	48.7	29.8	17.3	28.8	19.1	—	1
経営耕地のある販売農家一戸 当たり経営耕地面積 (ha)	H22	2.08	2.05	1.89	2.00	1.60	—	2
農業従事者(人) [販売農家]	H22	3,225	7,356	5,315	15,896	151,126	10.5%	5
基幹的農業従事者(人) [販売農家]	H22	2,695	5,077	2,422	10,194	78,904	12.9%	3
基幹的農業従事者の65歳 以上割合(%)	H22	32.0	39.5	48.6	39.7	56.5	—	10
総面積 (ha)	H23	8,391	12,991	10,178	31,560	515,661	6.1%	10
耕地面積 (ha)	H24	2,560	6,420	5,230	14,210	128,000	11.1%	4
田	H24	548	3,970	3,250	7,768	74,900	10.4%	5
畑	H24	2,010	2,450	1,980	6,440	53,200	12.1%	3
耕地面積割合 (%)	H24	30.5	49.4	51.4	45.0	24.8	—	1
農業産出額(億円)	H24	256.0	415.4	136.7	808.1	4,153	19.5%	1
米	H24	6.3	48.4	41.1	95.8	814	11.8%	4
野菜	H24	160.5	146.6	22.1	329.2	1,653	19.9%	1
畜産	H24	88.3	213.1	71.1	372.5	1,042	35.7%	1
基盤整備率 (%)	H25	24.8	60.0	36.4	51.4	48.3	—	—
田	H25	21.6	76.5	31.0	57.2	55.5	—	—
畑	H25	26.3	32.7	46.4	42.5	32.5	—	—
森林面積 (ha)	H24	1,481	1,280	1,477	4,239	158,468	2.7%	9
人工林面積 (ha)	H24	178	272	644	1,094	61,287	1.8%	9
林野率 (%)	H24	17.6	9.9	14.5	13.4	30.7	—	9

※世帯数、人口「千葉県毎月常住人口調査 H25.2.1」

※農家数、農業従事者等「2010年農林業センサス」

※総面積「千葉県統計年鑑 H23.10.1」

※耕地面積等「H24農林水産統計」

※農業産出額等「H24農林水産統計」 H24は被災市町村のみ公表で、県内順位はH18時点

※基盤整備率「海匝農業事務所調べ」 農振農用地面積に対する割合で海匝地域は4市3町。県値はH24。

※森林面積「H24千葉県森林林業統計書」



## 千葉県海匝農業事務所

- ・本所 〒289-2141 千葉県匝瑳市八日市場ハ671
  - 総務課 TEL0479(72)1556 Fax0479(73)5296
  - 地域整備課 TEL0479(72)1558 Fax 同上
  - 指導管理課 TEL0479(72)1559 Fax 同上
  - 大区画基盤整備課 TEL0479(72)1560 Fax 同上
- ・分庁舎 〒289-2504 千葉県旭市二の1997-1
  - 企画振興課 TEL0479(62)0156 Fax0479(64)2502
  - 改良普及課 TEL0479(62)0334 Fax0479(62)4482

## 千葉県北部林業事務所

- 〒289-1321 千葉県山武市富田ト1177-7
  - 総務課 TEL0475(82)3121 Fax0475(82)4463
  - 森林振興課 TEL 同上 Fax 同上
  - 森林管理課 TEL 同上 Fax 同上